

議案第53号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、令和2年10月7日に出された人事院の国会及び
内閣に対する給与改定に関する勧告を鑑み、議会の議員の期末手当を改定す
ることに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
(平成17年愛西市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」
に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の
127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3
年4月1日から施行する。